

高齢期の収入確保の課題

就業促進と資産形成の政策支援が必要

政策調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

- 老後の経済的な不安を抱く人が多い。老後の生活資金として公的年金のみでは不足するとみられること、そもそも老後の収入と支出の見通しが立たないこと等が原因と考えられる
- 公的年金の給付水準が当面抑制され、企業の退職給付金が減少傾向にある一方で、寿命は延伸する見通しである。対策として、就業期間の長期化と現役時代からの計画的な資産形成が鍵となる
- 高齢期の就業意欲が高いなか、65歳以上の就業を政策的に一層促進するとともに、税制優遇を伴った個人年金制度の拡充が必要であろう

老後に不安なこととして、「健康上の問題」と「経済上の問題」をあげる人が多い。また、年齢別には40歳代、50歳代で「経済上の問題」を懸念している割合が高い¹⁾。老後の経済的な不安が生じる要因としては、老後の生活資金として公的年金のみでは不足するとみられること、そもそも老後の収入と支出の見通しが立たないこと等があげられよう。そこで、本稿では、公的年金や企業の退職給付の状況、高齢期の支出と寿命、高齢者の就業状況等について確認し、老後の経済的な不安を払拭するための課題を検討する。

1. 公的年金の給付水準は当面低下

多くの世帯では、高齢期の主たる収入源は公的年金である。厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、高齢者世帯1世帯当たりの平均所得金額のうち、公的年金・恩給（以下、公的年金）が占める割合は60%台後半で推移している（図表1）。直近の2016年調査では、高齢者世帯の平均所得金額318.6万円のうち、公的年金は211.2万円と所得全体の66.3%を占めている。公的年金が所得全体に占める割合は、2016年調査では2015年調査（65.4%）と比較してやや上昇したものの、近年では2011年の69.1%をピークに徐々に低下している。代わって、拡大しているのが稼働所得（雇用者所得、事業所得等）であり、その所得全体に占める割合は2010年の17.4%から2016年には22.3%へ上昇している。

一方で、高齢者世帯のうち、収入が公的年金のみという世帯は半数を超える。総所得に占める公的年金の割合が100%である高齢者世帯の割合は、2010年代初頭には50%台後半で推移していたが、ここ数年は低下し続けている（図表2）。それでも、2016年時点において52.2%と半数以上の高齢者世帯は収入が公的年金のみとなっている。

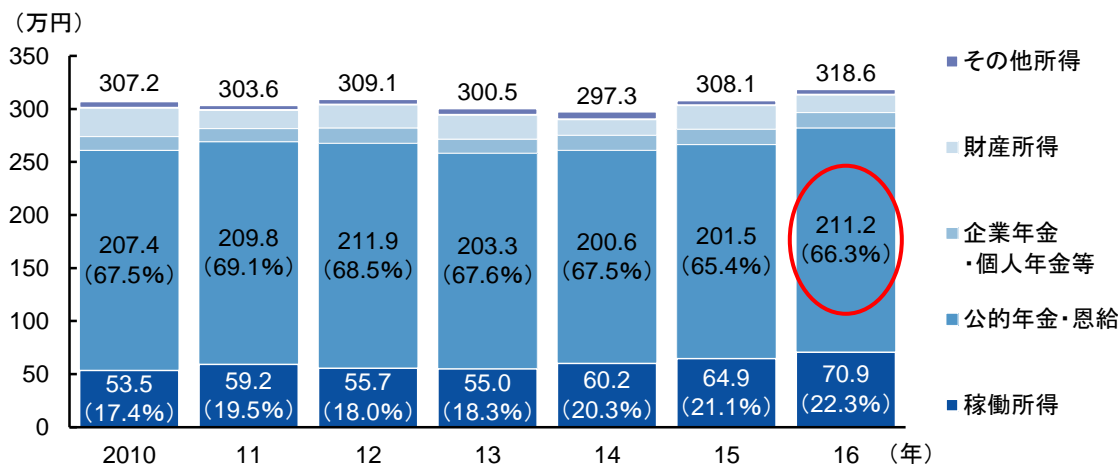
以上の通り、公的年金は高齢期の収入の柱であるが、少子高齢化を反映して、支給開始年齢が引き上げ中であることに加え、給付水準は当面低下する。現在、厚生年金の支給開始年齢は65歳へ引き上げ中であり²⁾、2019年度の支給開始年齢は男性が63歳、女性が61歳である。支給開始年齢の引き

上げ完了後は、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給される。65歳からの支給となるのは男性は2025年度以降（1961年4月2日生まれ以降）、女性は2030年度以降（1966年4月2日生まれ以降）である。

一方、給付水準は、現役人口の減少率や平均余命の伸びに合わせて年金の給付水準を自動的に調整するマクロ経済スライドの仕組みが導入されているため、当面は低下が続く。公的年金は概ね5年ごとに年金財政の現況と見通しが作成されており、これを「財政検証」というが、前回2014年に実施された財政検証によると、2014年時点の給付水準は標準的な夫婦世帯で所得代替率³62.7%、単身世帯で44.3%、基礎年金のみだと18.4%である（図表3）。

所得代替率は、マクロ経済スライドによる自動調整が行われることから今後徐々に低下する。財政検証でマクロ経済スライドによる調整を行わなくても年金財政の均衡を図ることができると見込まれる場合に調整は終了することとされており、2014年の財政検証では2040年代に終了する見通しが示された。スライド調整終了後の給付水準の見通し（2014年財政検証のケースE⁴）は、夫婦世帯で50.6%、単身世帯で37.5%、基礎年金のみで13.0%まで低下する。

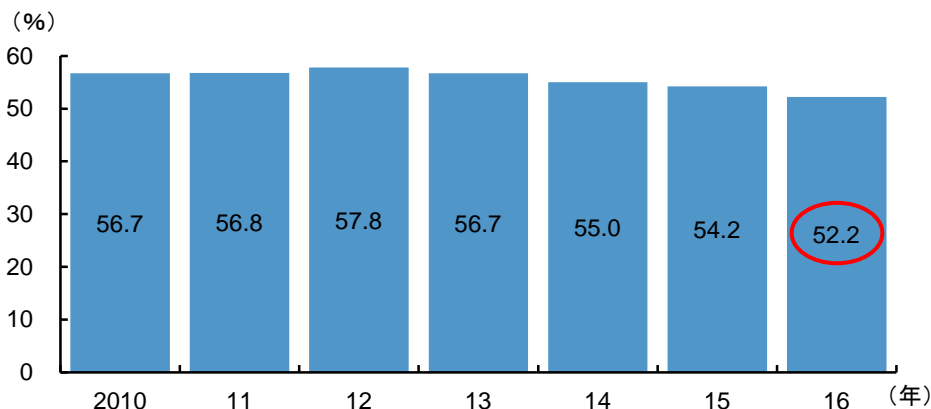
図表 1 高齢者世帯 1 世帯当たりの平均所得金額と内訳



(注) 高齢者世帯は、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。

(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」（各年版）より、みずほ総合研究所作成

図表 2 総所得に占める公的年金の割合が 100% の高齢者世帯の割合



(資料) 厚生労働省「国民生活基礎調査」（各年版）より、みずほ総合研究所作成

2. 退職給付は抑制傾向

会社員にとっては、一般的に高齢期の資金として公的年金の次に金額が大きいのは退職一時金や企業年金といった退職給付である。企業年金については一時金の受取が選択可能な場合が多いが⁵、年金として高齢期に分割して受給する場合には、公的年金を補完する高齢期の収入としてその果たす役割は大きい。

(1) 退職給付の実施状況

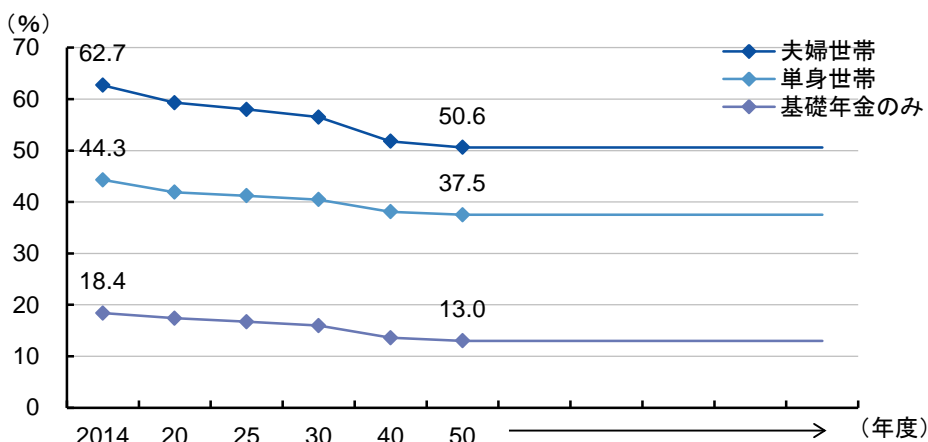
企業の退職給付制度の導入状況を確認すると、退職給付制度がある企業（退職一時金または企業年金の制度がある企業）の割合は2018年度時点で77.8%であり、約8割の企業でいずれかの退職給付制度が導入されている（図表4）。退職給付制度がある企業の割合は1997年調査以降、低下し続けていたが、2018年は2013年の75.5%から久しぶりに上昇に転じた。これは、退職一時金のみを導入している企業の割合が、2013年の49.7%から2018年には55.2%へと大幅に上昇したことによる。一方で、企業年金がある企業（企業年金のみを導入している企業と退職一時金と企業年金を併用して導入している企業）の割合は依然として低下が続いており、2013年の25.8%から2018年には22.6%まで低下した（図表4）。

(2) 企業年金の加入者数

次に、企業年金の加入者数をみると、2000年度末時点では2,120万人であったが、2000年代前半に急速に減少しており、2017年度末には1,606万人と2000年度末の約4分の3に減少している（図表5）。企業年金は、1960年代に創設された適格退職年金と厚生年金基金の二制度が長らく企業年金の中核を担っていたが、2000年代になると適格退職年金が廃止され、厚生年金基金は代行返上や解散が相次ぎ、加入者数が減少した。

代わって、新設された確定給付企業年金と確定拠出年金（企業型）は、適格退職年金や厚生年金基金から移行した企業や、新たに制度を導入した企業があったことから、加入者数が徐々に増加している。しかし、2017年度末時点の加入者数は、確定給付企業年金が901万人、確定拠出年金が648万人であり、厚生年金基金の57万人を足しても2000年度末の水準には及んでいない。

図表3 公的年金の給付水準（所得代替率）の見通し



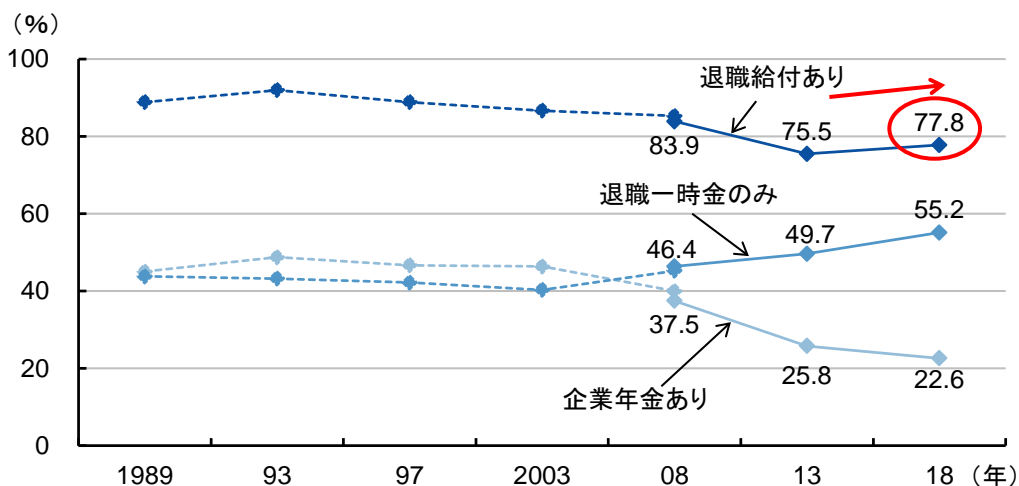
(注) 1. 2043年度以降は一定。

2. 夫婦世帯は、40年間夫が平均賃金で働いた会社員で、妻が専業主婦の世帯。単身世帯は40年間男性の平均賃金で働いた会社員の場合。基礎年金のみは、保険料納付済期間40年の場合。

(資料) 厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート」より、みずほ総合研究所作成

なお、確定拠出年金には、iDeCo（イデコ）と呼ばれる個人型もあるが、2017年度末時点の加入者数は85万人である。2017年度末の企業年金加入者1,606万人のうち、複数制度に重複加入している者がいるほか、企業年金とiDeCoに重複加入している者がいるが、企業年金とiDeCoの加入者数を単純に合計すると1,691万人である。2018年4月1日時点の20～64歳人口は6,199万人であり、企業年金やiDeCoの加入者数を1,691万人とすると、現役世代に占める企業年金やiDeCoの加入者の割合は26%である。重複加入を考慮した実際の加入割合は、現役世代の4分の1程度にとどまるとみられる。

図表4 退職給付制度の実施状況

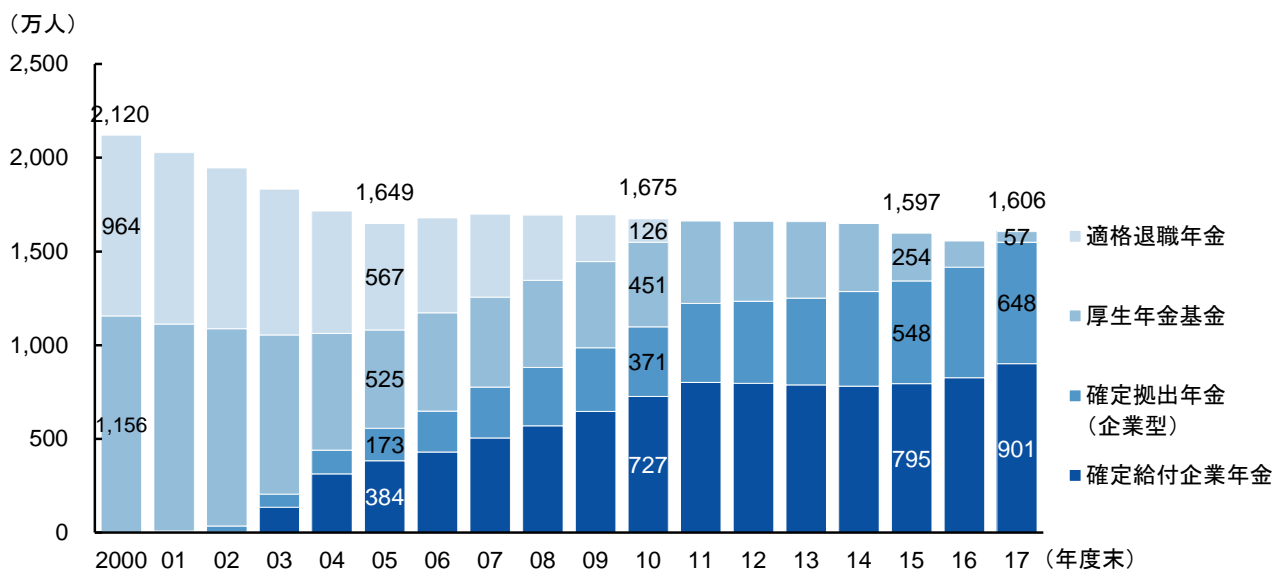


(注) 1. 点線部分は本社の常用労働者30人以上の会社組織の民営企業が集計対象。実線部分は常用労働者30人以上の会社組織の民営企業が集計対象。2008年は両データあり。

2. 1989年、93年、97年は12月末日現在、それ以降は1月1日現在の調査。

(資料) 厚生労働省「就労条件総合調査」(2008年、2018年)より、みずほ総合研究所作成

図表5 企業年金の加入者数



(注) 各制度の重複加入は控除していない。

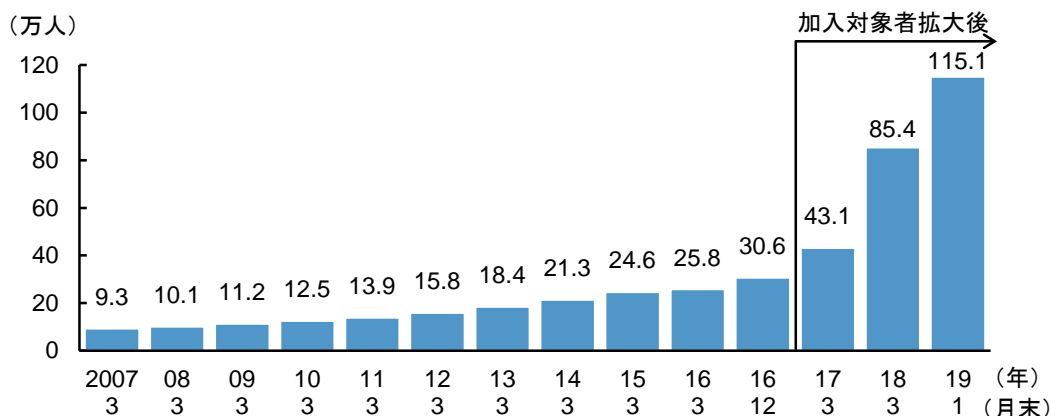
(資料) 第7回社会保障審議会年金部会(2019年1月30日)資料より、みずほ総合研究所作成

なお、iDeCoについては、2017年1月に原則として全ての現役世代が加入可能となったことから加入者数が急増している。制度改正前の加入者数（2016年12月末時点）は31万人であったが、2019年1月末時点では115万人まで増加した（図表6）。ただし、加入対象者全体に占める割合は2%程度にとどまっております、さらなる普及の余地は大きい。

（3）退職給付額

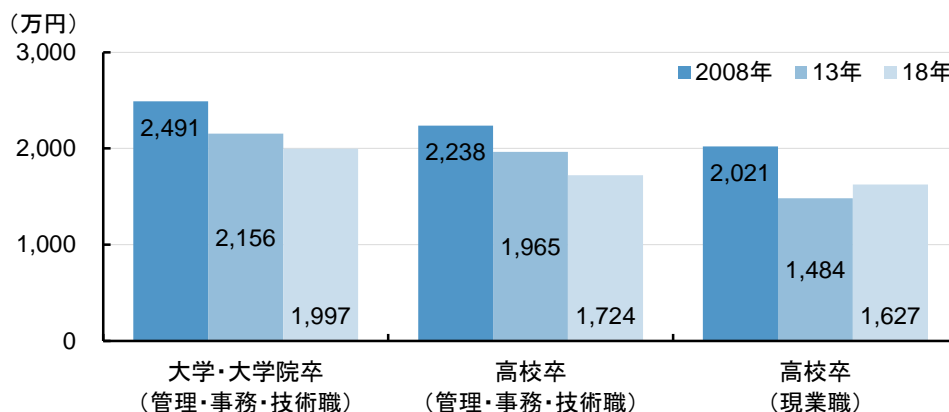
前述の通り、退職一時金も含めた退職給付制度がある企業の割合は2018年にはやや上昇したものの、退職一時金・企業年金の平均給付額をみると、管理・事務・技術職では大学・大学院卒、高校卒ともに減少に歯止めがかかっていない。例えば、勤続35年以上の定年退職者の平均給付額は、大学・大学院卒の管理・事務・技術職は2008年が2,491万円、2013年が2,156万円、2018年が1,997万円と大幅に減少している。高校卒の管理・事務・技術職も同様に2008年が2,238万円、2013年が1,965万円、2018年が1,724万円と大幅減である。なお、高校卒の現業職については、2018年は1,627万円と2013年の1,484万円よりは増加したものの、それでも2008年の2,021万円には及ばない（図表7）。いずれも2018年の退職給付額は2008年時点の約8割の水準にまで低下しており、高齢期の重要な資産としての退職給付の果たす役割は縮小している。

図表6 iDeCo 加入者数



(資料) 厚生労働省資料より、みずほ総合研究所作成

図表7 退職一時金・企業年金の平均給付額



(注) 2018年調査は旧調査対象のデータを使用。勤続35年以上の定年退職者。

(資料) 厚生労働省「就労条件総合調査」(各年版)より、みずほ総合研究所作成

3. 高齢期の支出額

高齢期までに自助努力で準備しておくべき金融資産としては、日常生活費については支出額と年金等の収入との差、他に臨時的支出を含む予備費等に相当する額となる。

高齢期の支出額は、自宅の保有状況、世帯人員数、収入、健康状態、居住地、ライフスタイル等により大きく左右される。そこで、まず、総務省「家計調査」により、高齢無職世帯の平均的な1カ月の支出額を確認する。2017年調査によると、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の1カ月の支出額は26.4万円、高齢単身無職世帯（60歳以上の無職世帯）の1カ月の支出額は15.5万円であり⁶、この金額がひとつの目安になる。

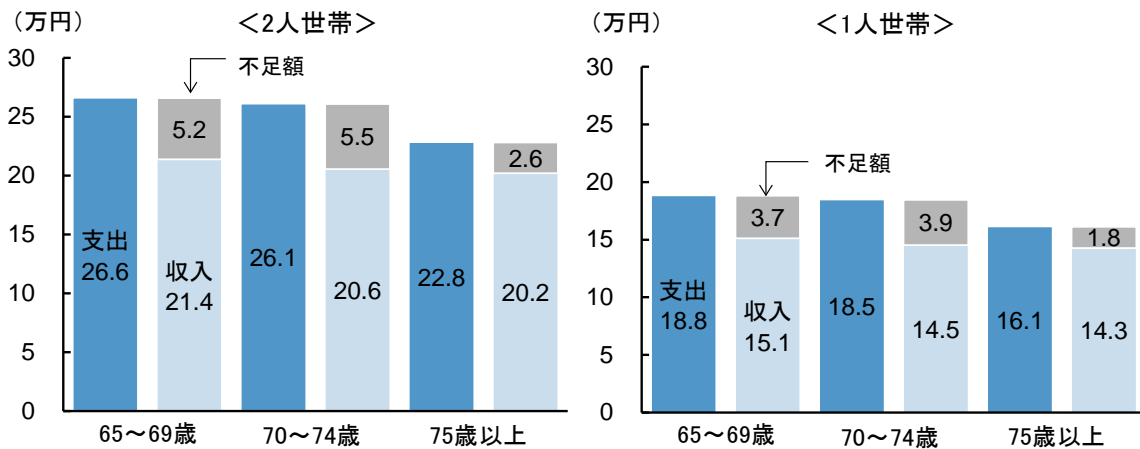
また、一般に、高齢者世帯は年齢が上がると支出額が減少する傾向がある。同じく「家計調査」により、世帯主65歳以上の年齢階級別の2人以上世帯のうち無職世帯の1カ月の支出額から、1人当たり支出と2人当たり支出を算出したものが図表8である。例えば、2人世帯の月額支出額は、65～69歳で26.6万円、70～74歳で26.1万円、75歳以上で22.8万円と下がる。また、1人世帯の月額支出額は、65～69歳で18.8万円、70～74歳で18.5万円、75歳以上で16.1万円となる（図表8）。

なお、年齢が上がると支出とともに収入も下がる。不足額（支出－収入）をみると、2人世帯では65～69歳の5.2万円から70～74歳には5.5万円へとやや不足額が拡大するが、75歳以上になると不足額は2.6万円に縮小する。同様に1人世帯では65～69歳が3.7万円、70～74歳が3.9万円、75歳以上は1.8万円となる（図表8）。

4. 平均余命の見通し

65歳以上の就業継続に向けた議論が進んでいるが、仮に65歳まで就業し、その後は年金生活へ移行する場合、高齢期の生活費としては平均的には65歳の平均余命の期間に応じた準備が必要である。65歳の平均余命は2015年（1950年生まれ）の実績で男性が19.41年（84.41歳まで生存、以下同じ）、女性が24.24年（89.24歳）であるが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（2017年

図表8 高齢者世帯の支出（月額）



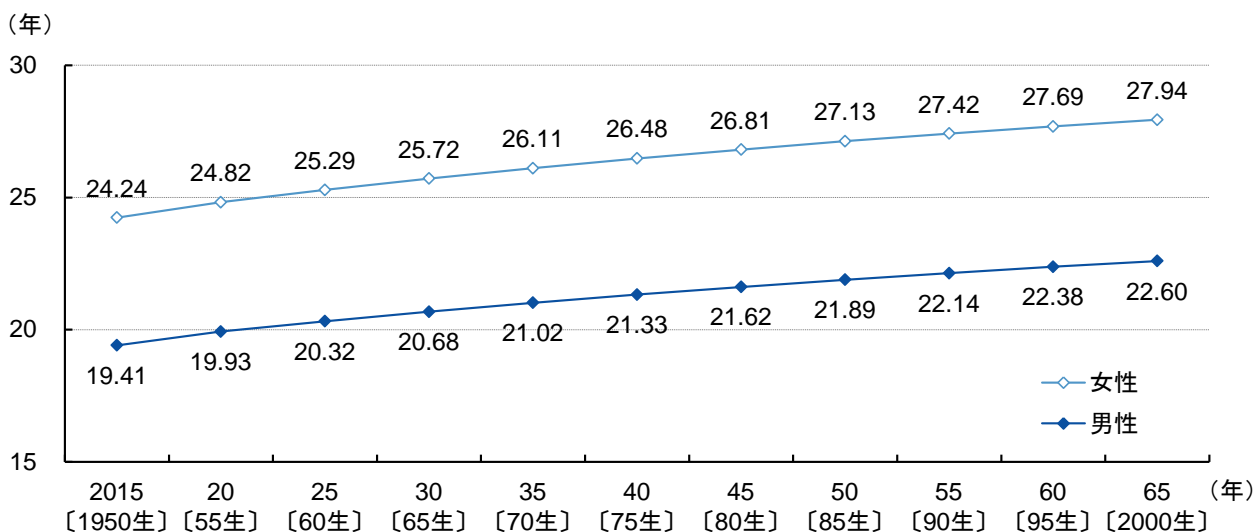
(注) ここでは、世帯主の年齢階級別1世帯当たり支出額のうち、2人以上世帯の無職世帯の各支出額を世帯人数の平方根で除した額を1人世帯の支出とし、それに2の平方根を乗じた額を2人世帯の支出とした。収入も同様。四捨五入の関係で収入と不足額の合計が支出と一致しない場合もある。

(資料) 総務省「家計調査」（2018年）より、みずほ総合研究所作成

推計)によると、今後はさらに長寿化が進行し、2065年(2000年生まれ)の65歳の平均余命は男性が22.60年(87.60歳)、女性が27.94年(92.94歳)となる見通しである(図表9)。

また、近年は「人生100年時代」と言われることが多いが、65歳の人々が80歳、90歳、100歳まで生存する確率をみると、1950年生まれの世代は男性では80歳が73%、90歳が35%、100歳が4%、女性では80歳が87%、90歳が60%、100歳が14%である。長寿化の進行に伴い、将来世代(1990年生まれ)は、男性では80歳が79%、90歳が44%、100歳が6%、女性では80歳が91%、90歳が69%、100歳が20%まで上昇する見通しである(図表10)。

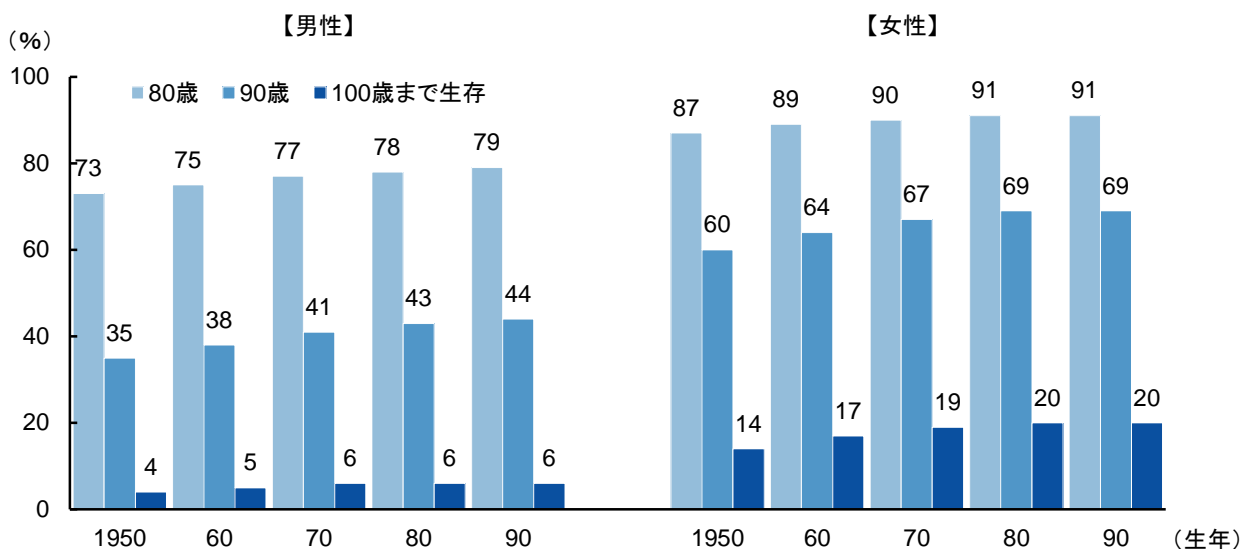
図表9 65歳の平均余命の見通し



(注) [] 内は、各年の65歳の生年。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年推計)より、みずほ総合研究所作成

図表10 65歳が特定の年齢まで生存する確率



(資料) 社会保障審議会企業年金・個人年金部会(2019年3月19日) 参考資料2より、みずほ総合研究所作成

5. 高齢者の就業状況

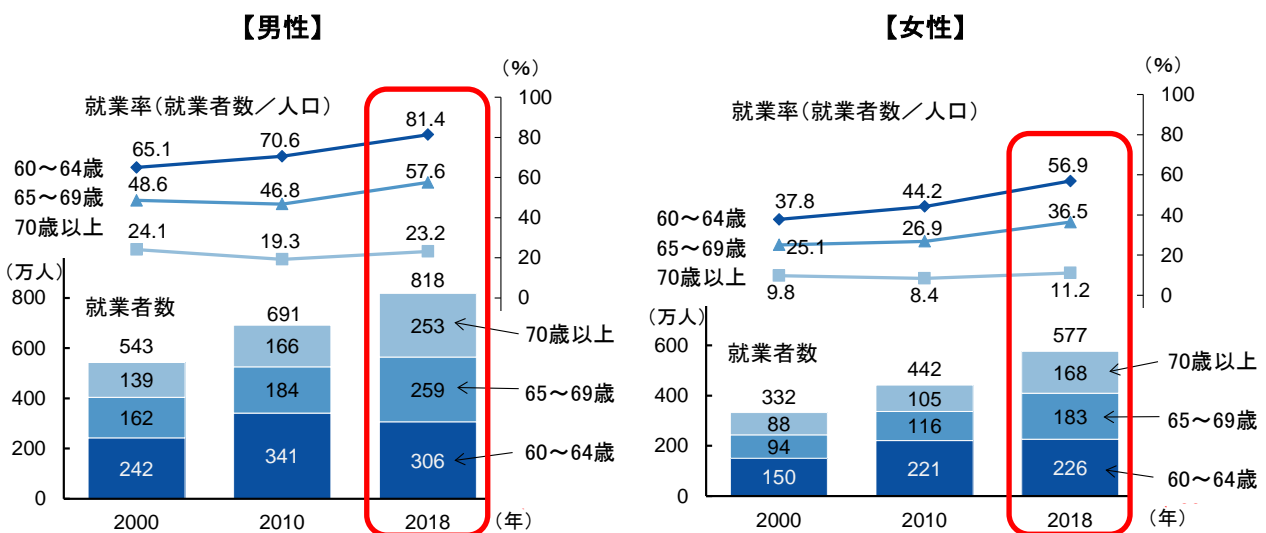
政府は、70歳までの雇用と就業機会の確保に向けた検討を進めている。高齢者の就業促進は主として2つの点で重要である。まず、15～64歳の生産年齢人口が減少しているなかで、就業意欲がある者が65歳以降も年齢に関わりなく就業を継続することが可能になれば、今後の労働力人口の減少を抑制することができる。また、前述の通り、65歳の平均余命の延伸が見込まれているなかで、引退から寿命までの期間が長期化しており、就業期間を延長して65歳以降も稼働所得を得られれば、引退から寿命までの期間を短縮することができる。

60歳以上の就業者数は、60歳以上人口の増加とともに就業率が上昇していることから、増加している。総務省「労働力調査」によると、男女ともに60歳以上の就業者数が増加しており、2018年には男性818万人、女性577万人となった（図表11）。

企業が従業員の定年を定める場合には、定年年齢を60歳以上とすることが義務付けられているが、定年年齢を65歳未満に定めている企業は、「65歳までの定年の引き上げ」「65歳までの継続雇用制度⁷の導入」「定年の廃止」のいずれかの措置を実施し、65歳までの雇用を確保することが求められている⁸。このため、60～64歳は本人が希望すれば就業が可能な環境が整っており、就業率は2018年時点で男性が81.4%、女性が56.9%まで上昇している（図表11）。

また、65歳以上の雇用確保も徐々に進んでいることから、65～69歳、70歳以上の就業者数も増加している。特に、65～69歳の就業率が大きく上昇しており、2018年には男性が57.6%、女性が36.5%となった。今後、65歳以上の就業をさらに促進させるため、継続雇用年齢の65歳以上への引き上げに向けた環境整備が行われる見通しである。なお、70歳以上の就業者数については、70歳以上人口が増加している影響により2018年には男性253万人、女性168万人まで増加しているが、就業率で見ると2000年以降、男性は20%前後、女性は10%前後で推移しており、65～69歳のような上昇はみられない（図表11）。

図表 11 60歳以降の就業者数と就業率



（資料）総務省「労働力調査」（2000年、2010年、2018年）より、みずほ総合研究所作成

6. 就業促進と資産形成への支援策

以上の通り、公的年金は支給開始年齢が65歳となり、給付水準も抑制されるなか、企業の退職給付金も減少傾向にあり、一方で寿命は延伸する見通しである。こうしたなかで、安心して高齢期を迎えるには、就業期間を長期化し、より長く稼働所得を得ることや、現役時代から計画的な資産形成を進めていくことが益々重要になっている。しかし、これらは、個人の努力だけでは難しい側面がある。そこで、最後に高齢者の就業促進や資産形成の支援策について検討する。

(1) 高齢者の就業促進

まず、政策的により一層65歳以上の高齢者の就業を促進することが必要であろう。日本の高齢者の就業意欲は高く、60歳以上で就業している人の約8割は65歳を超えても就業したいという意欲を持っている⁹。また、65歳以上で就業希望がありながら就業していない無業者は218万人いる¹⁰。今後も65歳以上人口が増加することを踏まえれば、このままではさらに就業希望がある65歳以上の無業者が増加することになる。就業意欲があれば年齢に関わらず就業できる社会を実現するために、継続雇用制度の拡充、再就職支援、起業支援等の効果的な推進が不可欠である。また、65歳以上になると、必ずしもフルタイム勤務を希望している者が多いわけではない。それぞれのニーズに応じた多様な働き方ができるようにすれば、さらに65歳以上の就業継続の可能性が広がる。また、65歳以降も一定の稼働所得を得ることができれば、公的年金の受給を遅らせて増額した年金を受け取る繰下げ受給も選択肢となり¹¹、収入増が可能となる。

(2) 必要資金の把握

一方、平均的には、高齢期の支出を公的年金のみで確保することが難しいなか、高齢期に備えてどの程度の資金が必要か、早めに見当をつけて準備を進めることが望ましい。公的年金については、日本年金機構による「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」を利用することで受給額の概算がわかる。企業の退職給付の有無やその見込み額については、事業主が従業員へ情報を提供することが一般的になれば、企業の従業員が老後資金の準備に向けた重要な情報を入手できることになる。

高齢期の支出額は、個々人で想定しにくいものの、現在の高齢者世帯の支出額を参考にしつつ、年金額との差（不足額）から、将来資金の不足額を想定できる。例えば、前掲図表8に示した高齢者1人世帯の不足額は70～74歳時点が最も大きく月額3.9万円である。確実な老後資金を見積もるために、この不足額が65歳以降生涯続くと仮定し、仮に、65歳から90歳まで25年間の日常生活費の不足額の総額を計算すると、 $3.9万円 \times 12カ月 \times 25年 = 1,170万円$ となる。他に、住宅関係費、自動車を保有するのであればその費用、趣味や旅行の費用等で平均より多く支出する見通しがあればその額、その他予備費を考慮すれば、現役時代に準備しておくべき金額や高齢期に必要な稼働所得の目安をつけることができる。

(3) 個人年金の普及

現役時代からの計画的な資産形成については、自助努力への支援のために税制優遇が大きい制度として、国民年金基金やiDeCo等がある。国民年金基金は、国民年金第1号被保険者のみが加入できる制度であるが、掛金は全額所得控除され、給付は公的年金等控除が適用される。その国民年金基金の加入員数は減少が続いており、2017年度末で37万人である。iDeCoは、掛金は全額所得控除、給付は公的

年金等控除が適用される点は国民年金基金と同様であるが、原則として全ての現役世代が加入できる点が異なる。iDeCo加入者数が100万人を超えていることは前述の通りである。また、拠出限度額は、国民年金基金は月額6.8万円だが、iDeCoにも加入している場合は合計で6.8万円である。iDeCoは、確定給付企業年金等に加入している会社員と公務員は月額1.2万円、確定拠出年金（企業型）のみに加入している会社員は同2.0万円、企業年金がない会社員と専業主婦（国民年金第3号被保険者）は同2.3万円である¹²。

現役世代全体からみれば、国民年金基金やiDeCoの利用者はまだ少ない。さらなる制度の普及に向けて、思い切った拠出限度額の拡大や加入手続きの簡素化、現在60歳となっている掛金拠出の上限年齢の引き上げ等を進め、自助努力により老後資金を積み立てる中核的な制度として機能させることが必要であろう。

¹ 厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」（2016年）による。40歳以上を対象とした調査。老後の不安なこととして「経済上の問題」をあげる人は全体では約6割、40歳代と50歳代は7割を超える。

² 厚生年金は、かつては60～64歳に特別支給の老齢厚生年金が支給されていたが、2001年度から定額部分、2013年度からは報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられている。

³ 年金を受け取り始める時点（65歳）における現役世代の平均手取り収入額（賞与込み）に対する世帯の年金額の比率。

⁴ 2014年の財政検証では、前提別にケースAからケースHまで8通りのケースが示された。ここでは、内閣府試算「経済再生ケース」に接続し、労働市場への参加が進むA～Eの5つのケースのうち、最も経済成長率が低いケースEによる数値を示した。

⁵ 人事院「民間企業退職給付調査」（2016年度）によると、企業年金制度がある企業のうち、選択一時金制度がある企業の割合は69.7%である。

⁶ 内訳は、高齢夫婦無職世帯は消費支出が23.5万円、非消費支出が2.8万円、高齢単身無職世帯は消費支出が14.2万円、非消費支出（直接税、社会保険料等）が1.3万円である。

⁷ 本人が希望すれば定年後も引き続いて雇用する「再雇用制度」や「勤務延長制度」。この制度の対象者は、以前は労使協定で定めた基準によって限定することが認められていたが、2013年度以降は希望者全員を対象とすることが義務づけられている。ただし、厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢に到達している者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置が設けられている。また、継続雇用先は自社のみならずグループ会社とすることもできる。

⁸ 厚生労働省「平成30年「高年齢者の雇用状況」集計結果」によると、継続雇用制度の導入により対応している企業が79.3%、定年の廃止で対応している企業が2.6%、65歳までの定年の引き上げで対応している企業が18.1%となっている。

⁹ 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」（2014年）による。60歳以上の男女を対象とした調査だが、現在就業している者のみを対象に再集計した結果。

¹⁰ 総務省「就業構造基本調査」（2017年）による。

¹¹ 公的年金は66歳以降の繰下げ受給を選択すると、繰下げ1カ月当たり0.7%年金額が増額され、それが生涯続く。70歳から受給開始すれば、年金額は42%増額となる（ $0.7\% \times 12 \text{カ月} \times 5 \text{年}$ ）。現行制度での繰下げ受給は70歳0月以降は増額率が42%で一定であるが、今後の年金改革により、70歳以降の繰下げ増額率が引き上げられる見通しである。ただし、繰下げ受給により年金額が増額されても、手取りベースで考えると増額率ほど上がらない場合がある。繰下げ受給に関する詳細は、堀江奈保子「年金繰下げ受給の効果～70歳超の繰下げ拡大で高齢者の就業促進期待」（みずほ総合研究所『みずほインサイト』2018年6月8日）参照。

¹² iDeCoの掛金は、毎月、定額の掛金を拠出することが基本的な取り扱いとなっているが、2018年1月より、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出（年単位拠出）することも可能となった。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償のみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。